

ビジネス・ブレイクスルー大学 公的研究費使用に関する事務手続規程

(目的)

第1条 この規程は、ビジネス・ブレイクスルー大学（以下「本学」という）「研究に係る運営管理および不正行為等の防止に関する取扱規程」（以下「研究費取扱規程」という。）に基づき、研究費取扱規程第2条第5項に定める公的研究費の管理および使用に関する事務手続について定め、本学における公的研究費の公正で円滑な活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 「科学研究費」とは、科学研究費助成事業による研究費をいう。
- (2) 「直接経費」とは、助成事業（科学研究費の交付の対象となる事業をいう。）の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。
- (4) 「研究代表者」とは、科学研究費による研究の遂行をする研究組織を代表し、研究計画の総括を行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。
- (5) 「研究分担者」とは、科学研究費による研究の遂行をする研究組織に属し、研究分担の一部を担当する者をいう。
- (6) 「研究者」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。

(応募資格者)

第3条 本学に所属する者のうち、科学研究費の応募資格の要件を有する者を次の各号に定める。

- (1) 本学専任教員（教授、准教授、講師、助教）
- (2) 本学兼任教員（客員教授、客員准教授、非常勤講師等）が科学研究費への応募を希望するときは、事前に所属する学部、研究科の長の承認を得るものとする。

(事務担当者)

第4条 学長は、公的研究費使用に関する事務の総括を大学事務局長に委任するものとする。

2 大学事務局長は、本学および本学の学校設置会社である株式会社ビジネス・ブレイクスルー（以下「設置会社」という。）の定める事務分掌に基づき、研究費の経理に関する事務を事務担当者に分掌させることができる。

3 前項の定めにより職務権限を委任された事務担当者（以下「事務担当者」という。）は、100,000円（税抜）未満の契約に係る業者の選定および選定した業者への発注を、研究者に行わせることができる。

4 前項に定めるもののほか、研究費の経理事務については、法令等ならびに公的研究費の配分機関の定める諸規則等、または本学および設置会社における諸規則等に従うものとする。

(科学研究費の経理事務)

第5条 本学の教員が、研究代表者及び研究分担者として科学研究費の交付を受けるとき、事務担当者

は、次の各号に定める直接経費および間接経費の経理等に関する事務を、研究者に代わり行うものとする。

- (1) 研究者に代わり、直接経費の収支を管理すること。
- (2) 研究者に代わり、直接経費および間接経費に係る諸手続を行うこと。
- (3) 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れ、その管理を行うこと。
- (4) 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者から譲渡を受け入れ、その管理を行うこと。
- (5) 研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。

2 科学研究費は、学長が指定する金融機関に預け入れ、出納保管するものとする。

3 事務担当者は、研究課題ごとに収支簿を作成し、当該研究課題に係る科学研究費の受払を記帳するものとする。

（経理証憑の保管）

第6条 収支簿および科学研究費の経理に係る関係書類の保存期間は、次の各号に定める。

- (1) 収支簿 10年
- (2) 会計伝票 10年
- (3) その他の経理関係書類 5年

（利子および間接経費の譲渡）

第7条 研究者は、交付を受けた直接経費に対し生じた利子を、本学に譲渡するものとする。

2 研究者は、交付を受けた間接経費を、本学に譲渡するものとする。

（設備等の寄付）

第8条 研究者は、独立行政法人日本学術振興会による「科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領」の定めるところにより、科学研究費により購入した物品・設備等を、購入後直ちに本学に寄付しなければならない。

2 直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。

（その他の研究費）

第9条 科学研究費助成事業による研究費以外の研究費に係る事務については、本学が支給する個人研究費を除き、当該研究費の配分機関が定める諸規則等による定めによるほか、本規程を準用するものとする。

2 本学が支給する個人研究費に係る事務については、「ビジネス・ブレイクスルー大学 個人研究費使用に関する規程」に定める。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、副学長がこれを行う。

附則

1 この規程は、2016 年 2 月 17 日より施行する。